

公立大学法人滋賀県立大学授業料等減免取扱規程

平成 1 8 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 8 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学における授業料その他の料金に関する規程第 6 条の規定に基づく授業料および入学料（以下「授業料等」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(授業料減免の対象者)

第 2 条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「法律」という。）の規定による授業料等減免対象者の授業料減免については、理事長が別に定めるところによる。

2 前項の授業料減免を受けようとする者については、授業料等減免対象者を認定し、減免額を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者（外国人留学生、研究生、科目等履修生および特別聴講学生を除く。）で、授業料の納付が困難であり、かつ、人物優秀と認められるものに対して、授業料を減免することができる。

(1) 大学院生の内、理事長が別に定める基準を満たすもの

(2) 令和元年度以前に授業料減免を受けていたもの内、アからウのいずれかに該当するもの

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者の子で、減免を受けようとする年度の前年度までに、別に定める単位数（以下「標準修得単位数」という。）以上を修得したもの

イ 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者（被保護者を除く。）および要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者の子で、減免を受けようとする年度の前年度までに、標準修得単位数以上を修得し、かつ、その困窮度に応じて理事長が別に定める基準以上の学業成績を有するもの

ウ 天災その他の災害により学資の支弁が困難な者の子で、減免を受けようとする年度の前年度までに、標準修得単位数以上を修得したもの

4 法律施行規則第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する者で、社会人を経て入学し、授業料の納付が困難であり、かつ、人物・成績とも優秀と認められるものに対して、授業料を減免することができる。

5 大学の認めるところにより、休学によらず海外留学生となった者であって、学部長または研究科長が正規の修了年限を超えて（ただし、1 年以下に限る。）在学すると認めた者の授業料減免については別に定める。

6 滋賀県職員、滋賀県立学校職員または市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条もしくは第 2 条に規定する職員で滋賀県内の学校に勤務する者を研修員として受け入れるときは、授業料を免除することができる。

7 本学との間に相互に授業料を不徴収とする内容を含む大学間単位互換協定を締結した国内または国外の大学に在学する学生である特別聴講学生の授業料は、免除することができる。

8 その他、理事長が特に減免の必要があると認める者は、授業料を減免することができる。

(授業料減免を承認できない者)

第 3 条 前条第 3 項および第 4 項の規定による減免については、正規の修了年限を超えて在学している者は、減免の対象としない。

2 前条第 5 項の規定による減免については、納付義務のある授業料について、滞納等がある者は、減免の対象としない。

(授業料減免の額)

第4条 第2条第3項および第4項の規定により受けることのできる減免の額は、各納期ごとに納付すべき授業料の全部または一部とする。

(授業料減免の手続)

第5条 第2条第3項から第5項の規定により授業料の減免を受けようとする者（以下本条において「申請者」という。）は、授業料減免申請書（様式第1号。以下本条において「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第3項第2号アからウのいずれかに該当する者にあつては、世帯全員の総所得金額および市区町村民税額証明書（様式第2号）
 - (2) 第2条第3項第2号アに該当する者で生活扶助を受給しているものにあつては、生活保護法の適用を受けていることについての市区町村長または福祉事務所長の証明書
 - (3) 第2条第3項第2号ウに該当する者にあつては、被災年月日および被災の程度についての市区町村長、消防署長または警察署長の証明書
 - (4) 第2条第5項に該当する者にあつては、学部長または研究科長の証明書
 - (5) その他理事長が必要と認めた書類
- 2 理事長は、前項により受理した申請書についてその内容を審査し、減免の承認または不承認の決定を行い、その旨を本人に通知するものとする。
- 3 前項の決定までの間、申請者の申し出に基づき、授業料の徴収を猶予することができる。

(授業料減免決定の取消し等)

第6条 第2条第3項から第8項の規定により授業料を減免された者が、減免を必要とする事情がなくなったときは、授業料減免事由消滅届（様式第3号）により速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による届出があつたとき、または減免決定後、減免を必要とする事情が消滅したと認めたときは、当該減免決定を取り消すものとする。
- 3 理事長は、授業料の減免の申請内容について虚偽の事実が判明したときは、その減免決定を取り消すものとする。
- 4 前2項の規定により授業料の減免決定を取り消したときは、本人に通知するものとする。

(入学料免除の対象者)

第7条 法律の規定による授業料等減免対象者の入学料減免については、理事長が別に定めるところによる。

- 2 前項の入学料減免を受けようとする者については、授業料等減免対象者を認定し、減免額を決定するまでの間、入学料の徴収を猶予するものとする。

(委 任)

第8条 この規程の実施に際し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県立大学授業料等減免取扱要綱(平成15年3月1日施行)は、これを廃止する。

付 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年4月1日以降に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する

者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年4月1日以降に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、第2条第1項第2号および第3条第2項を除き、平成24年4月1日以降に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。